

質問票回答

件名:校務支援システム共同利用業務プロポーザル

| No. | 質 疑 | 回 答 |
|-----|---|---|
| 1 | 校務支援システム共同利用業務プロポーザル実施要領のP3、6 参加資格(3)応募に関する留意事項の③④で提出される書類について書かれているが、それらを参加業者に提示や配布することを禁止して欲しい。 | 提出書類を他の参加事業者に提示配布することはありません。 |
| 2 | 校務支援システム共同利用業務プロポーザル実施要領のP3、7 参加表明書の提出の③ 校務支援システム構築実績一覧(様式第3号)や④ 校務支援システムソフトウェア導入実績一覧(様式第4号)について、参加事業者の実績でなく、参加事業者が導入するメーカーの実績を提示したいと考えますが、いかがでしょうか。 | 校務支援システム構築実績一覧(様式第3号)は構築業者の構築実績を記載し、校務支援システムソフトウェア導入実績一覧(様式第4号)にはソフトウェアメーカーの導入実績を記載してください。 |
| 3 | 校務支援システム共同利用業務プロポーザル実施要領のP8、17 その他(1)複数提案の禁止に共同企業体という記載があるが、販売店と校務支援システムメーカーとの共同提案という場合、共同企業体と呼べますか。 | 共同企業体とは複数の構築業者が共同でプロポーザルに参加することを想定しています。 |
| 4 | 校務支援システム共同利用業務仕様書のP7、5. 帳票要件(1) 帳票カスタマイズの①に『いかなる処理を施した場合でも、Word,Excel 等での出力は認めない。』とあるが、pdfファイルでもpdfデータを編集できるアプリは、いくらでもあります。それよりも情報セキュリティ教育を教職員にレクチャーし、どのようなことが問題となるのか、理解いただくことが重要と考えます。よってデータの種類による出力を禁止するのはどうなのでしょう。 | 原本として出力できるのはWord,Excelと比較して改ざんリスクの低いPDF形式のみを想定しております。仕様書にある出力が禁止されているWord,Excelファイルは原本性の確認が必要な書類のみであり全てのWord,Excelファイルの出力を一律に禁止しているものではありません。 |
| 5 | 校務支援システム共同利用業務仕様書のP7、4. 校務支援システム機能要件及びソフトウェア要件の(3) 導入機能一覧に(23) 通知表レイアウトツールの記載、及びP14、10. 研修・マニュアルの(1) 集合研修にも通知表レイアウトツール研修会と記載があります。『通知表レイアウトツール』は特定のメーカーのツールであり、1社指定と思われるような用になっています。仕様内容も茨城県内で導入されている校務支援システムの内、特定のメーカー以外は、参加できない内容になっていますが、いかがでしょうか。 | 仕様書の「通知表レイアウトツール」とは「通知表のレイアウトを変更するツール」の意味であり、特定メーカーのツールを指すものではありませんので、仕様書の内容についても特定メーカーを指定するものではありません。 |

件名:校務支援システム共同利用業務プロポーザル

| No. | 質 疑 | 回 答 |
|-----|--|--|
| 6 | 校務支援システム共同利用業務仕様書の「別紙2校務支援システム帳票一覧」において、「公立調査書」「私立調査書」「検診結果のお知らせ(一式)」の数(種類)を教えてください。 | 「公立調査書」:茨城県立～高等学校入学志願者調査書(茨城県立高等学校入学者選抜実施細則様式第9号) 「私立調査書」:入学志願者調査書(中学校)(茨城県私学協会標準様式) 「検査結果のお知らせ(一式)」:6種類(視力, 歯科, 心電図, 聴力, 内科健診, 尿検査) |
| 7 | 導入スケジュールに関して各自治体で打合せを進める中で教育委員会様からスタート時期の変更等を求められことはございますでしょうか。またその場合利用開始年月日も各自治体で統一となるのでしょうか。 | 原則スタート時期の変更を求めることはありません。 |
| 8 | 技術提案書は、A4判横は可能でしょうか。 | A4判横の場合は上閉じでお願いします。 |
| 9 | 校務支援システム構築実績一覧(様式第3号)への記載条件は、「提案事業者の構築実績」という理解でよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 10 | 校務支援システムソフトウェア導入実績一覧(様式第4号)への記載条件は、提案するソフトウェアメーカーの「ソフトウェアの導入実績」という理解でよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 11 | 校務支援システム共同利用業務仕様書P.7、4.(3)導入機能一覧にある「(18)児童生徒の行動記録機能」は児童生徒の日常所見を登録できる機能という理解でよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |

件名:校務支援システム共同利用業務プロポーザル

| No. | 質 疑 | 回 答 |
|-----|--|--|
| 12 | 校務支援システム共同利用業務仕様書P.7 5.(1)帳票カスタマイズにつきまして、各機能は実際の利用開始時期にあわせて導入準備を進めて行くため、各種帳票のリリース時期も、利用開始時期ごとに順次リリースという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みの通りです。 |
| 13 | 校務支援システム共同利用業務仕様書P.7、5.(1)帳票カスタマイズ⑤に、龍ヶ崎市様と保健帳票についてカスタマイズ有無を含めて協議をすることとあります。保健帳票のカスタマイズ費用は本調達に含める認識でよろしいでしょうか。 | 今回の調達範囲はカスタマイズ無のものであり、見積金額等はカスタマイズ無での費用でお願いします。ただし、参加していただいた業者に、別途カスタマイズ要望に関しての情報共有を行い、仮に費用が掛かるカスタマイズを行う場合は、提出していただいた見積金額にカスタマイズ費用を乗せて契約を行う予定です。 |
| 14 | 校務支援システム共同利用業務仕様書P.8 5.(2)③にある”学校毎に軽微なレイアウト修正に対応できる”はご提供機能(23)通知表レイアウトツールを利用して、学校様で編集ができるようにすればよい、という理解でよろしいでしょうか。 | ”学校毎に軽微なレイアウト修正に対応できる”ことが可能であれば方法は問いません。通知表レイアウトツールで対応できるのであれば問題ありません。 |
| 15 | 別紙1の「牛久市立おくの義務教育学校(北校舎)」「牛久市立おくの義務教育学校(南校舎)」は、各校舎で前期課程・後期課程の児童生徒が混在していない、という理解でよろしいでしょうか。 (例)北校舎は前期課程の児童生徒のみ。南校舎は後期課程の児童生徒のみ。 | 「牛久市立おくの義務教育学校(北校舎)」には、1年生から4年生、「牛久市立おくの義務教育学校(南校舎)」には5年生から9年生(中学3年生)となっており、児童生徒が混在しております。 |
| 16 | 今回の質問は参加表明に関連するもので、2次審査に関しては再度質問をする機会がございますか。 | 第2次審査にかかる技術提案書の提出時に質問の機会を設ける予定です。第1次審査結果の通知の際に質問方法等についてお知らせいたします。 |